

病院における視覚障害者誘導用ブロックのあり方に関する研究

A study on way of the block for visually impaired instructions in the hospital

○平 拓人¹, 八藤後 猛², 中田 弾²*Takuto Taira¹, Takeshi Yatogo², Dan Nakada²

Induction block many are now also in the hospital by laying, such as the Act on the Promotion of smooth movement, which came into force in the elderly in 2006, such as people with disabilities. However, block induction is also one of the factors leading to an accident falling for the elderly. Therefore, in the hospital increased use of the elderly is expected in an aging society today, as well as to clarify the actual situation accident blocks induction in the hospital, and review the adequacy of block induction of in-hospital performed. Proposals for the state of induction block in the hospital and in the future.

1. 研究背景

我が国では 2006 年に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下：バリアフリー法）が施行され、これに伴い多くの公共施設には視覚障害者誘導用ブロック（以下：誘導ブロック）が敷設され、多くの病院においても誘導ブロックが敷設されるようになった。一方でこの誘導ブロックによる高齢者、肢体不自由者のつまずき・転倒事故が発生している。近年、日本は少子高齢化社会と謳われ、2060 年には 2.5 人に 1 人が高齢者となると予測され（図 1. ），病院における高齢者の利用者数も増加が見込まれる。そのような状況の中で病院における誘導ブロックの設置の必要性には疑問を感じる。

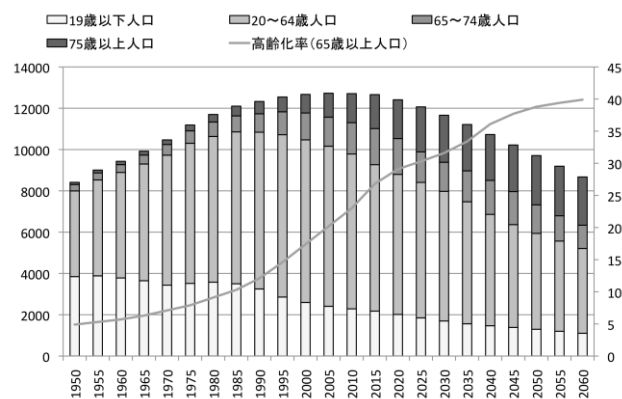


図 1. 高齢者の推移と将来推計

2. 研究目的

そこで本研究では病院における誘導ブロックの転倒事故の実態を明らかにするとともに、病院における誘導ブロック敷設の妥当性の考察を行い、高齢者、視覚障害者の両者にとって病院を支障なく利用できる誘導計画の提案を行うことを目的とする。

3. 研究方法

本研究では病院関係者、利用者、また行政に対するアンケート・ヒアリング調査によって得られた結果をもとに分析、考察を行う。

4. 予備調査結果

4-1. 文献調査結果

4-1-1. 病院のバリアフリー化に関する意識

病院および診療所の利用者を対象としたバリアフリー環境の整備に関する意識調査によって、「病院内で整備されていない箇所はどこであるか」という問いに対し、最も多い回答として「案内表示や視覚障害者誘導用ブロックの敷設」があげられ、全回答者の約 4 割を占めた。（対象：東京都民 6264 人）^{*[4]}

4-1-2. 誘導ブロックの敷設に関する問題意識

ハートビル法の検討課題として有識者からの視覚障害者誘導用ブロックへの関心は高く、誘導ブロックは視覚障害者にとって有用な手段でありながらも、高齢者、杖歩行者、車いす使用者、カートなどの障壁となっている。そのため、設計段階において視覚障害者以外の利用者に対しても十分配慮した計画を行うべきであり、特に主動線上では人的対応など運用状況を複合的に考慮した検討が必要である。^{*[5]}

4-2. アンケート予備調査結果

調査目的：調査内容の妥当性の確認

調査対象：病院の一般利用者（20～60 歳代）15 名

調査内容：①病院での誘導ブロックによるつまずき・転倒事故経験の有無

②病院における誘導ブロック敷設の妥当性

4-2-1. 箇所別の誘導ブロック敷設の必要性

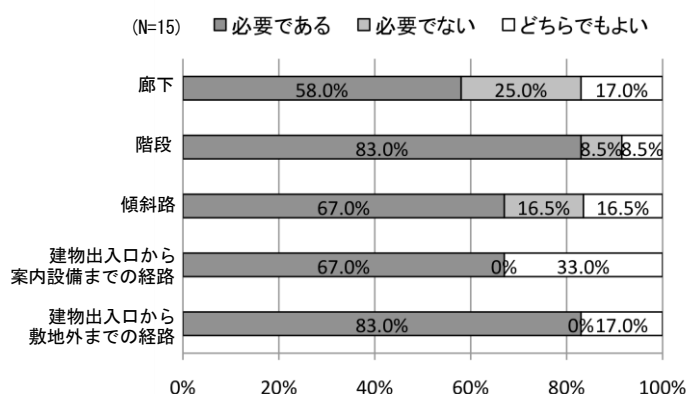


図 2. 箇所別の誘導ブロック敷設の必要性

誘導ブロック敷設が最も「必要である」とされる箇所は「建物出入口から敷地外までの経路」が 83.0%であり、その理由として「視覚障害者にとって必要だから」といった回答が多く見られた。また「廊下」では他箇所と比較して「必要でない」という回答が 25.0%と多くみられた。その理由には「転倒の危険性があるから」や「職員の業務に支障があるから」という回答が多くみられた。

4-2-2. 病院種別による誘導ブロックの必要性

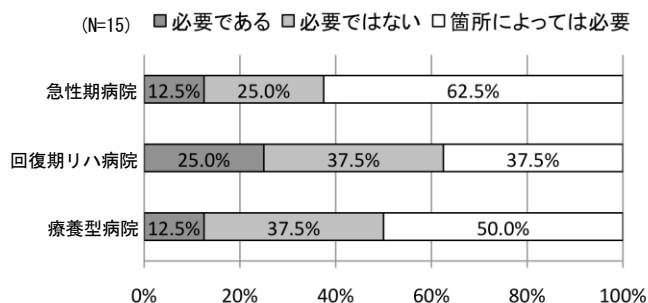


図 3. 病院種別による誘導ブロック設置の必要性

多様な利用者が訪れる急性期病院では、誘導ブロック敷設が「必要」、「箇所によっては必要」の回答が合わせて 75.0%と多く見られる。この理由に「障害者にとって必要であるから」といった回答が多くみられた。また、利用者の幅が限定される回復期リハ病院や療養型病院では「必要ではない」の回答が 37.5%と多くみられ、その理由に「転倒の危険性があるから」や「職員の業務に支障があるから」という回答が多く見られた。

4-2-3. 誘導ブロック敷設に対する意見

- ・誘導ブロックを設置するのであれば、連続性が確保されるような計画とすべき。そうでないならば意味がない。

- ・入院の経験から誘導ブロックは点滴中や歩行が不自由な方の場合には大変危険な段差となるので、適宜用途にあった建築計画が必要である。

5. 考察・まとめ

文献調査結果よりハートビル法（1994年制定・2002年改正）制定時から有識者にとって誘導ブロックは高齢者・肢体不自由者にとって転倒の危険性があるものと認識されていた。しかし、一般利用者にとっては誘導ブロックの敷設は建築をバリアフリー化するにあたり不可欠なものであり、建築のバリアフリー化の象徴であるとの認識が広くされているという知見が得られた。

また、アンケート調査結果より、一般利用者は視覚障害者が利用上支障なく施設を利用するためには誘導ブロックの敷設が必要であるという意識が高いといった結果が得られた。しかし、今回の調査の回答者は7割が20代と若年層の回答が多かったため、中高年層を対象とした調査では今回とは異なる結果が得られるのではないかと考えられる。また、病院種別によっては、利用者層が限定されることから、誘導ブロック敷設に関しては柔軟な対応をしていかなければならないという意識もみられた。

6. 今後の展開

現調査段階では、一般利用者に対するアンケート調査の回答において若年層の回答が多かったため、今後は高齢者を含めた中高年層の回答を得る。また病院関係者や行政、また病院設計者への調査も行い、各立場からの病院における誘導ブロックのあり方に対する考えを分析・まとめ、具体的な建築計画の考察、提案を行う。

7. 参考文献

- [1] 内閣府：「高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」平成 23 年度版高齢社会白書 2011 年
- [2] 日本建築行政会議：「バリアフリー法逐条解説 2006（建築物）第二版」2006 年
- [3] 国土交通省：「高齢者、障害者等の移動等の円滑化に配慮した建築設計基準」2007 年
- [4] 医療介護 CBnews：「医療機関、障害者等に対応不十分？意識調査で都民が回答」2012 年 9 月 26 日
- [5] 橋本 浩子：「高齢者や障害者における建築物の障壁評価に関する基礎的研究」2007 年